

# デイサービス 和み 運営規程

〈 地域密着型通所介護・介護予防通所介護・第1号通所介護事業 〉

(事業の目的)

第 1 条 有限会社 青空 が開設する 指定地域密着型通所介護事業所・介護予防通所介護・第1号通所介護事業（以下「事業所」という）が行う指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という）は高齢者が要介護状態となった場合においてもその利用し車の尊厳を保持し可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定通所介護にあたる従業者による必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 運営方針は次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着通所介護は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する指定通所介護の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定通所介護の提供にあたっては、通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう必要な機能訓練及び援助を行う。
- (4) 指定通所介護の提供にあたる従業者は、指定通所介護の提供にあたっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者およびその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定通所介護の提供にあたっては介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。
- (6) 指定通所介護は常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練、その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(事業所の名称)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 デイサービス 和み
- (2) 所在地 山梨県甲州市塩山上井尻 1708 - 2

(職員の職務、員数及び業務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1 名  
管理者は、通所介護計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、指定通所介護の利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1 名以上  
生活相談員は事業に対する利用の申し込みににかかわる調整、他の従業者に対する相談 助言及び技術指導を行い、他の従業者と協力して通所介護計画、介護予防通所介護計画の作成等を行う。

- (3) 介護職員 2名以上  
従業者は、指定通所介護事業、指定介護予防通所介護事業の業務に当たる。
- (4) 看護師兼機能訓練士 1名以上  
看護職員は看護その他通所介護業務の提供にあたる。機能訓練指導員を兼務する。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上  
看護職員が兼務する。利用者の機能維持に努める。
- (6) 調理員 1名以上  
調理業務を行う。衛生管理、栄養管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日は、毎週日曜日と年末年始（12月30日～1月3日）を除く月曜日から土曜日までとする。ただし祝祭日も営業を行う。
- (2) 営業時間は、午前8時20分から午後5時20分までとする。
- (3) サービス提供時間は、午前9時00分から午後4時30分までとする。
- (4) サービス提供時間の延長は、午前8時00分から午前9時00分までの間と午後4時30分から午後6時00分までの間とする。ただしそれ以降の時間も相談に応じる

(利用定員)

第 6 条 事業所の利用定員は、両事業利用者合わせて18名とする。

(事業の内容)

第 7 条 指定地域密着通所介護事業、指定介護予防通所介護事業の内容は、次の通りとする。

- (1) 日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。
  - ① 排泄の介助
  - ② その他必要な身体の介護
- (2) 家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
  - ① 衣類着脱の介助
  - ② 身体の清拭、洗髪、洗身
  - ③ その他必要な入浴の介助
- (3) 利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供する。
  - ① レクリエーション
  - ② 日常生活を円滑に行うための訓練
  - ③ 行事活動
  - ④ 余暇 休養
- (4) 送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供する。
  - ① 送迎
  - ② 移動、移乗動作の介助

(利用契約)

- 第 8 条 指定地域密着通所介護事業、指定介護予防通所介護事業のサービスの提供開始に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族に対して面談の上、サービス利用契約書の内容に関する説明を行い、利用契約を締結するものとする。

(利用料金等)

- 第 9 条 指定地域密着通所介護事業、指定介護予防通所介護事業のサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護事業が法定代理受領サービスであるときは、その額に介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。

(1) 介護利用料(7時間～8時間)

| 要介護度 | 1日あたりの<br>利 用 料 金 | 介護保険適用時の1日あたりの自己負担額 |        |        |
|------|-------------------|---------------------|--------|--------|
|      |                   | 1割負担                | 2割負担   | 3割負担   |
| 要介護1 | 7,530円            | 753円                | 1,506円 | 2,259円 |
| 要介護2 | 8,900円            | 890円                | 1,780円 | 2,670円 |
| 要介護3 | 10,320円           | 1,032円              | 2,064円 | 3,096円 |
| 要介護4 | 11,720円           | 1,172円              | 2,344円 | 3,516円 |
| 要介護5 | 13,120円           | 1,312円              | 2,624円 | 3,936円 |

(2) 要支援者料金表(1ヶ月あたり)

| 利用者の<br>要介護度  | 基本利用料           | 利用者負担<br>(1割) | 利用者負担<br>(2割) | 利用者負担<br>(3割) |
|---------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|
| 事業対象者<br>要支援1 | 17,980円(1か月につき) | 1,798円        | 3,596円        | 5,394円        |
|               | 4,360円(1回～4回利用) | 436円(1回)      | 872円(1回)      | 1,308円(1回)    |
| 事業対象者<br>要支援2 | 36,210円(1か月につき) | 3,621円        | 7,242円        | 10,863円       |
|               | 4,470円(1回～8回利用) | 447円(1回)      | 894円(1回)      | 1,341円(1回)    |

付加サービスの利用

|          | 10割負担額 | 介護保険適用時の1回あたりの自己負担額 |      |      |
|----------|--------|---------------------|------|------|
|          |        | 1割負担                | 2割負担 | 3割負担 |
| 入浴介助加算 1 | 400円   | 40円                 | 80円  | 120円 |

- (3) 食費 (昼食代) 700円/1日 (夕食代) 500円(弁当形式)
- (4) ご家族が送迎をされる場合については利用料金が減額されます。  
ご家族送迎による減算(片道につき)……47単位
- (5) 加算について 処遇改善加算Ⅱを請求させていただきます。(利用料の9%)
- (6) お休みの連絡がなかった場合、キャンセル料は徴収しておりませんがお食事を作り出してしまふ関係でその日のお食事代を徴収させていただきます。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は甲州市（一ノ瀬地区 大和地区を除く）とする。しかし除外地域やその他の地域も相談に応じるものとする。

(サービスの利用に当たっての留意点)

第 11 条 利用者が、指定地域密着通所介護事業、指定介護予防通所介護事業のサービスの提供を受けようとするときには、医師の診断や、日常生活上の留意事、利用当日の健康状態を職員に連絡し心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

- (1) 事業所内で飲酒をしないこと。
- (2) 喫煙は定められた場所ですること。
- (3) 従業員の指示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第 12 条 従業者等は、指定地域密着通所介護事業、指定介護予防通所介護事業のサービスを提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに関係機関等に連絡する等の処置を講ずると共に、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 管理者は、非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めると共に、非常災害時に備えるために年 2 回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

- (1) 事業者は、非常災害時に塩山消防署もしくは東山梨消防本部や、関係機関へ速やかに通報できる体制を確保するとともに地元自治会、消防団等と連携を深め合同での防災訓練の実施を行うものとする。
- (2) 事業者は非常災害時利用者の為に災害備蓄の確保を行う。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第 14 条 事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な処置を行うものとする。

- 2 事業所は、従事者に対し感染症等に関する基礎知識を習得させるため、必要な教育に努めるものとする。
- 3 事業所は、従事者に年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報保護等)

第 15 条 従業者は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者が業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情対応)

第 16 条 事業者は、提供した指定通所介護事業、指定介護予防通所介護事業及に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為次の処置を講じる。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修を行う。
- (2) 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置。

2 事業者は、サービスの提供中に当該事業者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 18 条 事業者は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとした業務体制を整備する。

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| (1) 採用時研修            | 採用後 2 ヶ月以内     |
| (2) 継続研修             | 毎月 1 回         |
| (3) 新規採用者に対する使用期間の設定 | 3 ヶ月間の試用期間を設ける |
| (4) 虐待防止に関する研修       | 年 2 回          |
| (5) 認知症ケアに関する研修      | 年 2 回          |

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社 青空と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

3 事業者は指定通所介護に関する諸記録を整備しその完結の日から最低 5 年間は保存するものとする。

附 則 この規程は、平成 27 年 7 月 12 日より施行する。

平成 28 年 4 月 1 日一部変更

平成 29 年 4 月 1 日一部変更

平成 30 年 3 月 1 日一部変更

令和 1 年 12 月 1 日一部変更

令和 4 年 4 月 1 日一部変更

令和 7 年 4 月 1 日一部変更

# 運 営 規 程

〈指定介護予防通所介護〉

〈指定地域密着通所介護〉

(第1号通所介護事業)

有限会社 青空

デイサービス 和み